

市川市市政戦略会議のこれまでの諮問・答申等とその後の市の対応

市政戦略会議の略年表

第 1 期	平成 22 年	
	10 月 1 日	市川市市政戦略会議設置と同時に諮問
	10 月 23 日、24 日	事業仕分けを開催(11 月に答申)
	平成 23 年	
	8 月 25 日	「市民と直接接する市の窓口のあり方について」答申 同日、重要施策について市長・副市長と意見交換
	11 月 19 日	「施設の有効活用にかかる公開検討会」開催
	12 月 21 日	「施設のあり方について」答申
第 2 期	平成 24 年	
	8 月 24 日	「市民との協働による行政サービスについて」答申
	10 月 11 日	「行財政改革大綱について」諮問
	平成 25 年	
	2 月 4 日	「行財政改革大綱について」答申
	5 月 11 日	「行財政改革大綱第 1 次アクションプランについて」諮問
	9 月 18 日	「行財政改革大綱第 1 次アクションプラン (1) 使用料・手数料の見直し」答申
第 3 期	平成 26 年	
	4 月 25 日	「行財政改革大綱第 1 次アクションプラン (2) 公の施設の経営効率化」答申
	9 月 25 日	「未来の市川市に向けた提言」建議
	10 月 21 日	「本市の行政サービスのあり方について」諮問
	平成 27 年	
	4 月 28 日	「本市の行政サービスのあり方について (1) 本市の行財政改革に関する検証について」答申
	平成 28 年	
1 月 22 日	「本市の行政サービスのあり方について (2) 本市の行政サービスの運営方法について」答申	
9 月 20 日	「本市の行政サービスのあり方について (3) 行政が担うべき公共サービスについて」答申	

これまでの諮問・答申等とその後の市の対応

1. 第1期（平成22年10月から平成24年9月まで）

1. 行財政改革

①市民と直接接する市の窓口のあり方について

《諮問概要》

サービス水準や民間活力の導入を含めた運用体制の見直しが必要になることを見据え、窓口の運用体制をトータルに検証し、質の高い行政窓口のあり方を提案するもの。市の窓口で取り扱う業務の種類が非常に多岐に渡るため、今回は戸籍や住民記録などの住民系業務に的を絞った。

《審議経過》

◎審議期間 平成23年4月～8月（会議開催回数5回）

◎答 申 平成23年8月25日

《答申概要》

利便性をさらに向上させながらも、より低コストでサービス提供できるよう舵を切り、特に「低コスト」「利便性」「市民満足度」という3つの要素を意識した窓口の改革・運用に当たるべき旨の答申を行った。

長期的には電子行政を追求し、ICTを積極活用した窓口運用体制の構築とサービス展開を目指し、中・短期的には、「①窓口・自動交付機の適正配置」「②窓口等で提供する情報やサービスの充実」「③窓口の改善による効率化と品質向上」の3つを柱とした窓口の改革に取り組むべきものであるとした。

《答申後の市の対応》

住民系業務のあり方に大きく影響を与えるとみられる、いわゆるマイナンバー法案が国会に提出されたこと、また市役所本庁舎再整備の基本構想が策定されることになったことから、これらの動きを見据えながら、本答申を踏まえた対応を慎重に検討していくとしている。なお、コンビニエンスストアで発行可能な証明の種類や自動交付機の設置台数の適正化(台数減)には、すでに取り組みを始めている。

②施設のあり方について

《諮問概要》

市民ニーズや社会情勢が大きく変化しているなか、施設を取り巻く状況も設置当時とは大きく変化していることから、各施設の利用状況・立地・施設内容等を検証し、更なる有効活用策や管理運営手法について提案するもの。

事業仕分けのように公開の場で対象施設にかかる議論・検証を行う「施設の有効活用にかかる公開検討会」を開催した。

- ◎対象施設 全 10 施設 24 ヶ所
- (内訳)文化施設 3 施設 4 ヶ所
- 博物館 2 施設 3 ヶ所
- 公園施設 1 施設 1 ヶ所
- 貸館施設 4 施設 16 ヶ所

《審議経過》

◎審議期間 平成 23 年 10 月～12 月（会議開催回数 3 回）

◎施設の有効活用にかかる公開検討会 平成 23 年 11 月 19 日開催

◎答 申 平成 23 年 12 月 21 日

《答申概要》

各施設それぞれに対して、集客力の向上や施設設置意義の見直し・再認識など、今後の有効活用策にかかる具体的な提言を行った。しかし、東日本大震災で被害を受けて休館中の中山文化村の旧片桐邸に関しては、数千万円という多額の費用をかけて修復するほどの文化・観光資産としての価値を見出すことができず、施設の存続と活用を前提としていた市長の意向には逆行するが、建物を解体すべき旨の答申をしたものである。

《答申後の市の対応》

答申後、直ちに今後の対応が市の行政経営会議で検討され、答申を踏まえた対応方針が策定された。特に旧片桐邸については、建物の解体に加え、土地も売却する方向で取り組んでいくこととされた。

③市民との協働による行政サービスについて

《諮問概要》

市民・民間との協働は今後、更に重要なものとなっていくことから、各分野の専門的立場あるいは市民の目線で協働のあり方を検証し、市民や自治会、企業、NPO等との更なる連携策について提言するもの。

《審議経過》

◎審議期間 平成 24 年 3 月～8 月（会議開催回数 5 回）

《答申概要》

市民本位の行政に加えて、行財政改革の視点からの意見・提言を多く盛り込んだ答申を行った。目指すべき行財政運営の姿として「行政規模の適正化」と「市民等と市との有機的な連携」を位置づけた上で、「①「公」と「民」との役割分担の見直し」「②市民等との情報共有」「③「協働」による新たな課題への対応」を柱とする施策の実施と、協働を進める体制の整備を求めている。更に、協働による成果を早期に出すため、「具体的に実行すべき取り組み」を提案した。

《答申後の市の対応》

平成 25 年 4 月施行の「行財政改革大綱」において、改革の視点の一つに「新しい公共（市民との協働等）」とし、行財政改革の一環として「協働」の枠組みを活用する方策を整えていくこととしている。また、これを踏まえ第 1 次アクションプランでは「協働推進体制の整備」というプログラムを設定している。

④事業仕分け

《諮問概要》

より効率的で効果的な行財政運営を行っていくために、事業の一つ一つについて、公的関与のあり方、効果的な手法で実施されているか、受益と負担のあり方といった観点から、事業を検証し、評価を行うもの。本市としては初の事業仕分けであった。

◎対象事業 全 20 事業 25 項目

◎評価方法 委員(各班 7 名)の多数決により、「廃止」「民間化」「改善」「継続」「推進」のうちの一つを評価結果として決定する。

《審議経過》

◎審議期間 平成 22 年 10 月～11 月（会議開催回数 2 回）

◎事業仕分け 平成 22 年 10 月 23 日～24 日の 2 日間開催

◎答 申 平成 22 年 11 月 18 日

《答申概要》

事業仕分けの評価結果は、「廃止」が 10 項目、「改善」が 15 項目となった。

《答申後の市の対応》

答申後、直ちに今後の対応が市の行政経営会議で検討され、答申を踏まえた対応方針が策定された。その結果、対応方針では「廃止」7 項目、「改善」16 項目、「継続」2 項目とされたものである。

なお、平成 24 年度当初予算時点では、対象事業全体の予算額は対 22 年度比で約 2 億 8 千万円の減となっている。

2. 第2期（平成24年10月から平成26年9月まで）

1. 行財政改革大綱

①行財政改革大綱について

《諮問概要》

これまでも本市では「行政改革大綱」を策定し、適宜見直し等を重ねてきたが、近年の社会・経済情勢の変化は本市に想定外の大きな影響を及ぼしつつある。そこで、このような事態に喫緊に対応する必要があるため、「新行政改革大綱」の期間が完了を待たず、新たな「行財政改革大綱」を策定し、平成25年度より推進するため、盛り込む内容等について意見を求めるもの。

《審議経過》

◎審議期間 平成24年10月～平成25年1月（会議開催回数4回）

◎答 申 平成25年2月4日

《答申概要》

公共サービスが安定的に供給される地域社会を形成しつつ、公民の役割分担と資源配分を適切に実行する行財政運営を目指すため、「効率的な市民サービスの推進」、「財政健全化」、「最適な執行体制の確立」の3本柱を大綱の基本方針と位置づけ個々の改革に取り組んでいくが、その際の改革の視点として「市民本位の行政」、「行政資源配分の最適化」、「新しい公共（市民との協働等）」の3点を念頭に置きながら、行政からの一方通行にならない多角的な改革に取り組むべきである。

《答申後の市の対応》

これらの答申を元に「行財政改革大綱」が平成25年4月に発効し、大綱の基本方針を実現するための基本計画として30項目33プログラムの改革プログラム（第1次アクションプラン）を策定した。

2. 行財政改革大綱アクションプラン

①使用料・手数料の見直し

《諮問概要》

本市では、使用料・手数料の算出にあたっては、算出基準を設け、その算出基準に基づき料金を設定しているが、市が設定している利用者の負担割合と利用者が実際に負担している割合との間に乖離が生じている状況である。

この乖離を解消し、利用者の受益の程度に見合った額とするために、使用料・手数料の見直しを行う必要があるが、使用料・手数料の負担割合や算入すべきコストなど、使用料・手数料の見直しの方針に関する意見を求めるもの。

《審議経過》

◎審議期間 平成25年5月～9月（会議開催回数4回）

◎答 申 平成25年9月18日

《答申概要》

現行の使用料が、全般的に民間同種の施設と比べて著しく低額の設定となっていることが大きな問題であり、現行の使用料算出基準に問題がある。そのため「民間企業の原理・原則」をベースとして改正点を指摘し、「新しい使用料算出基準」を提案した。

新算出基準を用いると、公民館会議室などは使用料が約7倍となるが、負担者への影響などを考慮し、段階的に料金を引き上げていく「経過措置」を導入すべきであるが、その際も3倍、4倍という引き上げを検討すべきである。

《答申後の市の対応》

答申を踏まえて、さまざまな検討を行い、平成26年9月議会にて市川市使用料条例の一部改正を提案し、修正可決された。

②公の施設の経営効率化

《諮問概要》

公の施設の管理運営は、実質的に各所管の判断で行われており、必ずしも行政経営全般の視点から各施設の経営状況の評価・改善が行われているわけではない。本市の公の施設は設置から期間がたっているものが多く、当初に求められていた役割を終えていたり、長期的な視点で検討が必要な施設もあることから、施設の設置数や運営主体など、公の施設の活用、経営の効率化についての意見を求めるもの。

《審議経過》

◎審議期間 平成25年10月～平成26年3月（会議開催回数5回）

◎答 申 平成26年4月25日

《答申概要》

本答申は、公共施設の「経営効率化」について、長期的な視点と短期的な視点の2つの視点からの提言で構成されている。

○長期的な視点

本市には、いまだ公共施設に関する情報を一元的に管理し評価する統一的な仕組みがないため、これを早急に整備すべきであり、その際には「市民感覚」「経営意識」「行政の社会的責任」「社会情勢への対応」といった視点を盛り込み、多面的な評価をすべきである。

○短期的な視点

即効性のある短期的な視点での提言として、「無料施設の有料化」や「公民の役割分担の見直し」等を提案した

《答申後の市の対応》

長期的な視点については、財政部に公共施設マネジメント担当室を設置し、評価をする際の基本となる公共施設白書の作成を行っている。また、短期的な視点については、施設所管課を中心に対処策を検討しているところである。

3. 未来の市川市に向けた提言（建議）

①未来の市川市に向けた提言

《審議経過》

◎審議期間 平成26年4月～7月（会議開催回数4回）

◎答 申 平成26年9月25日

《建議概要》

「魅力あるまちの創造」と「行財政改革の推進」の2点について提言している。

そのうち、「魅力あるまちの創造」については、ヒトやカネを地域に積極的に呼び込むという具体的な目標に向けて、「積極的なシティセールス」、「快適で安心な住生活の整備」、「住民参画による活気あるまちづくり」の3つの施策を柱とし、これらを一つのサイクルとして循環させるスキームを整備することにより、「魅力あるまちの創造」を具現化するよう提言している。

また、「行財政改革の推進」については、いまだ続く厳しい財政状況下においても、本市がこれまでのサービス水準を低下させることなく経費を削減し、「収支バランスの均衡」や「新たな施策への投資」など、財源や人的資源をより効果的に配分できるようにするための一連の「行財政改革の取り組み」について、提言している。

3. 第3期（平成26年10月から平成28年9月まで）

1. 本市の行財政改革のあり方について

（1）本市の行財政改革に関する検証について

《諮問概要》

本市では、これまで様々な行財政改革に取り組んできた。しかし、これら諸改革は、将来に向けて安定した行財政基盤の確立のための方策である反面、市民への負担を強いるものも含まれている。

そこで、本市のこれまでの行財政改革に関する取り組みについて、評価・検証するもの。

《審議経過》

◎審議期間 平成26年10月～平成25年1月（会議開催回数4回）

◎答 申 平成27年4月28日

《答申概要》

これまでの行財政改革は、持続可能な行財政運営を行う上で必要不可欠であり、財政健全化や行政組織の効率化、受益者負担の適正化等の観点から妥当なものとして評価をするが、その実行に当っては、市民の意見を聴く機会をさらに増やすなど、ニーズの把握に努めるとともに、併せて十分な周知を行うことを要請する。

《答申後の市の対応》

本諮問事項は、これまで本市が行ってきた行財政改革の評価を行うものであり、具体的な改善を促すものではない。

（2）行政サービスの運営方法について

《諮問概要》

本市では、平成16年に「アウトソーシング基準」を定め、民間で運営できる業務については、指定管理者制度の導入や業務委託等を推進してきた。

しかし、平成16年の策定後、約10年間にわたり改定を行っていないため、新たに創設された事業運営方式や業務委託が可能な業務範囲の拡大などが反映されていない状況にある。

そこで、現行制度に即したアウトソーシング基準への見直しのほか、これまでにアウトソーシングを実施した業務について、その事業実績や事業効果等の検証により、継続して民間に委ねる業務、反対に市直営で行うべき業務など、今後の運営方法に関して提案するもの。

《審議経過》

◎審議期間 平成27年5月～9月（会議開催回数6回）

◎答 申 平成28年1月22日

《答申概要》

1. 行政サービスの運営方法について

行政サービスの運営方法には、行政が直接業務を行う直営方式のほか、業務委託や指定管理者制度、PFI等の民間活力の導入方式、また、市民との協働などの多様な実施形態があり、サービス内容に応じた最適な運営方式の選択が必要とされる。当会議は、これらの運営方式の選択において考慮すべき事項を以下のとおり提言する。

(1) 市民参加

- ・市民の利便性の視点、地域連携の視点、市民協働の視点

(2) 効率的な運営

- ・コスト縮減の視点、施設利用率の向上の視点、受益者負担の視点

(3) 行政の役割

- ・公益性の視点、公平性の視点、コンプライアンスの視点、文化等振興の視点

2. 個別業務の改善提案について

別紙に、諮問事項の審議・検証の端緒とするために意見交換を行った「図書館」、「体育館」、「窓口業務」の運営方法に関する改善提案を取りまとめたので、今後の行財政運営に活用されたい。

《答申後の市の対応》

アウトソーシング基準の改正については、行財政改革大綱第2次アクションプラン「No.3 アウトソースの活用」で目標に掲げられている。平成28年度は「(2) 行政サービスの運営方法について」の答申を踏まえ、アウトソーシング基準の改正に向けた検討を進めている。

(3) 行政サービスの運営方法について

《諮問概要》

これまで市政戦略会議では、「公の施設の経営効率化」に関する答申において、

- ・市民が真に必要としているサービスは何か、という「市民感覚」の視点
- ・行政が最低限果たすべき事業か、という「行政の社会的責任」の視点
- ・真に必要とするサービスを最少の経費で提供しているか、という「経営感覚」の視点
- ・現在の市民ニーズに適応しているか、という「社会情勢への対応」の視点

から、市民の暮らし向きを良くするための行政経営に関する提言をいただいた。

しかし、本市に限らず地方自治体の行政運営においては、施設運営のほか社会保障関連施策や市民生活を豊かにするための文化・スポーツ施策など、多種多様な事業を展開している。

そこで、今後の少子高齢化に伴う行政需要の拡大に対応するため、本市が実施

する事務事業全般に対し、事業の検証に必要となる評価の着眼点について、提案するもの。

《審議経過》

◎審議期間 平成 28 年 3 月～平成 28 年 8 月（会議開催回数 5 回）

◎答 申 平成 28 年 9 月 20 日

《答申概要》

「民間に任せられることは民間に任せる。」という前提のもと、行政サービスの守備範囲の見直しに必要となる評価の着眼点を検討した。そして、この着眼点を活用するための具体的な仕組み作りを提言した。

《答申後の市の対応予定》

来年度より、第 3 期市政戦略会議の答申で得た、「守備範囲の見直し」と「民間活力の導入」の観点を用いて、行財政改革大綱第 2 次アクションプラン「No.1 事務事業の分析・見直し」で取り組む事務事業の評価方法や評価基準の構築をできるよう、現在プランの作成を進めているところである。